

立川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定による。

立川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

立川市総合福祉センター条例（平成6年立川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 福祉センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第1号の定めによる便宜の供与並びに同法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに関すること。</p> <p>(3)の2及び(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 福祉センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</p> <p>(3) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 福祉センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 福祉センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第1号及び<u>第2号</u>の定めによる便宜の供与並びに同法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに関すること。</p> <p>(3)の2及び(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 福祉センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日。<u>ただし、同条に規定する休日</u>が日曜日にあたるものを除く。</p> <p>(3) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 福祉センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>

<p>(1) ……略……</p> <p>(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第9条の2 前条の規定により指定管理者に福祉センターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p><u>(3)</u> ……略……</p> <p><u>(4)</u> ……略……</p> <p><u>(5)</u> ……略……</p> <p><u>(6)</u> ……略……</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(1) ……略……</p> <p>(2) 土曜日<u>及び日曜日</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第9条の2 前条の規定により指定管理者に福祉センターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p><u>(3) 第2条第3号に掲げる便宜の供与並びに老人福祉センター及び老人介護支援センターに関する業務</u></p> <p><u>(4)</u> ……略……</p> <p><u>(5)</u> ……略……</p> <p><u>(6)</u> ……略……</p> <p><u>(7)</u> ……略……</p> <p>2 ……略……</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第9条の2の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。